

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	4 1 1 0 2 8 1 2 8 4 0 5	仕 様 書 番 号
製氷機， 4号修理役務	霞業-Q-0068-A	
	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作 成	令和5年11月20日
	変 更	平成 年 月 日
	作成部隊等名	霞ヶ浦駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊朝日分屯地において使用している製氷機，4号（大和冷機工業 型式：DR I—75 LME）の修理（部品交換）について規定する。

1.2 用語及び定義

本仕様書で用いる主な用語及び定義は、次に定めるところによる。

1.2.1 交換・修理

製氷機，4号（大和冷機工業 型式：DR I—75 LME）の部品を交換する場合をいう。

1.3 引用文書

本仕様書で引用する次の文書は、本仕様書に規定する範囲内において、本仕様書の一部を成すものであり、入札書及び見積書の提出時における最新版とする。

2 製品に関する要求

2.1 材料

材料については、役務指示書により指定する。

2.2 作業種類

作業の種類は、役務指示書により指定する。

2.3 作業実施前提

作業に当たる前提として、要整備品の外観及びその他の損傷の有無を確実に点検し作業を実施するものとする。

2.4 引渡し場所

朝日分屯地食堂

2.5 契約相手方の負担

作業時に使用する専門工具等は、契約の相手が負担するものとする。

3. 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当者等が定める監督・検査実施要領による。

4. その他の指示

4.1 発生材等の処分

契約の相手方は、責任を持って作業に伴う発生材を処分するものとする。

5. その他

5.1 製品の運送等に関する要求

製品に関わる技術料・諸経費（調査費含む）については、役務指示書により指定する。

5.2 官側の支援

作業に必要な軽微な電力の使用

5.3 仕様書等に関する疑義

仕様書の内容に関して疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとし、役務の細部について疑義を生じた場合は、監督官の指示を受ける。

製氷機， 4号修理役務指示書

調達要求番号	3PX0/A/0095	仕様書番号	霞業-Q-0068-A
調達要求年月日	R5.11.28	作成年月日	令和5年11月20日
物品番号等	411028128405	作成部隊等名	霞ヶ浦駐屯地業務隊

指定事項:

1 製品に関する要求

1.1 取付材料

材料については、表-1による

表-1

品名	単位	数量	備考
ストックスイッチクミ C11633C00	EA	1	

1.2 作業種類

製氷機， 4号修理役務（技術料及び調査費を含む諸経費は業者見積による。）

1.3 設置場所

朝日分屯地食堂

2 その他

(1) 履行日時等については、官側と細部調整するものとする。

(2) 提出書類については、表-2による。

表-2 提出書類

書類名	部数	備考
役務完了届	1	製氷機， 4号修理役務完了後、速やかに提出

(3) 書類提出先

霞ヶ浦駐屯地業務隊（補給科長 気付）

(4) 細部問合せ先

霞ヶ浦駐屯地業務隊 補給科 営舎係（内線 2321）